

## 水道・下水道使用者の皆様へ

### 1. 水道料金は次のとおりです。

用途	料金	基本料金(2ヶ月につき)		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水量	料金	
一般用		20m <sup>3</sup> まで	3,992円	212円
一般用(65歳以上独居世帯)		※14m <sup>3</sup> まで	2,386円	212円

### 2. 下水道使用料は次のとおりです。

(1) 下水道区域内で下水道に接続している場合は、下水道使用料がかかります。

用途	料金	基本料金(2ヶ月につき)		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
		水量	料金	
一般用		20m <sup>3</sup> まで	3,146円	199円
一般用(65歳以上独居世帯)		※14m <sup>3</sup> まで	1,722円	199円

### 3. 水道料金・下水道使用料の納付について

(1) 水道メーター自動検針と料金のご請求は、2ヶ月に一度です。

(2) 自主納付(各金融機関の窓口で水道料金・下水道使用料を支払うこと。)の方につきましては、5・7・9・11・1・3月(奇数月)にご自宅へ納付書を送付いたしますので、各月末最終営業日まで  
に納付してください。

(3) 口座振替でのお支払いを希望される方は旭川信用金庫、ふらの農業協同組合、郵便局の各金融機関の窓口にて所定のお手続きをしてください。

(4) 口座振替の引落日は、5・7・9・11・1・3月(奇数月)の23日です。

※23日が休日にあたる場合は翌営業日となります。

### 4. 次のような場合は、必ず建設水道課上下水道係まで届け出てください。

(1) 使用開始または中止

(2) 氏名または住所、SMS配信先の変更(転入・転出・転居など)

(3) 65歳以上独居世帯の適用となる場合

### 5. その他

(1) 後日、内容の確認のため、書類に記入していただいた電話番号に、ご連絡する場合がございますので、ご了承ください。

(2) 使用水量、水道料金・下水道使用料などについて、ご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。